



# 祐介の目

No104

大田祐介（福山市議会議員）

そこで私は保健所や経済部と相談してコロナ対策補正予算の骨子にテイクアウト・デリバリー事業の許可取得にかかる施設整備補助を盛り込むようお願いした。

現時点（4月末）で

## 頑張れ飲食業界！

コロナウイルス蔓延により大きな影響を受けている飲食店は、4月22日の知事の外出自粛要請以来、生き残りをかけてテイクアウトや弁当・デリバリーにシフトしている。通常、多くは店内での飲食を基本とし、飲食店営業「1類」の許可を取っている。1類でもお好み焼き等のテイクアウト販売は可能だ。

ところが、弁当を販売するには飲食店営業「3類」の許可が必要になる。具体的には衛生面の観点から、厨房は食材を切って調理し詰め合わせで包装する場であり、その場で食べることは基本的にないという考えだ。店内で飲食もさせるなら厨房と客室を仕切った上で3類の許可が必要となり、店舗の構造上困難なケースも多い。保健所にはかなりの電話相談があるが、3類の具体を説明すると店の存亡がかかっているだけになかなか納得がいただけない。

は外出自粛要請の解除時期が不透明だが、当分の間はテイクアウト・弁当のみの販売を行うことにした場合は「客室なし」の3類の申請を行うことで弁当・テイクアウトなどの事業が行える。3類を取りたいという飲食店はぜひ保健所の生活衛生課にご相談いただきたい。

特にこれから食中毒が発生しやすい時期となる。背に腹は代えられぬと違法営業やテイクアウトや弁当に不向きな食材・調理法が食中毒を招くと、法令順守の飲食店まで迷惑を被ることになる。

国税庁も飲食店への救済措置として期限付酒類小売業免許を付与することにした。この免許を取得すると最大6ヶ月間、在庫酒類等のテイクアウト販売が可能になる。

最後に、これを機会に農業等の一次産業が見直されるだろう。世界規模で食糧生産減少が見込まれるため、日本国民も力を合わせて耕作放棄地再生に取り組む必要がある。